

<個人の場合>

## 誓 約 書

水道法第25条の3第1項第3号イからへの内容は裏面参照。

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、  
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの  
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者

氏名又は名称

倉敷水道

住 所

倉敷市西中新田640

代表者氏名

水道 太郎

年 月 日

提出書類の内容確認後、申請書と合わせて記入するため、記入不要。

代表者の住民登録地及び生年月日を記入。

(個人事業者の場合)

代表者の住所

倉敷市水島北幸町1-1

代表者の生年月日

昭和40 年 6月 8日

倉敷市水道事業管理者 様

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 申請者が個人事業者の場合は、代表者の住所及び生年月日を記載すること。
- 3 この情報は、本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムで確認するために使用します。

### ＜水道法第25条の3第1項第3号＞

次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として  
国土交通省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける  
ことがなくなつた日から二年を経過しない者
- ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日  
から二年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り  
る相当の理由がある者
- ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者が  
あるもの

### ＜水道法第25条の3第1項第3号イ 国土交通省令で定めるもの＞

精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要  
な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者